

コスモスひろば

Q 亡くなった夫の預金口座からお葬式費用を引き出せますよね。

A 後々トラブルが起きないようにするために新しい制度をふまえてご説明いたします。



亡くなられたご主人の口座から預金を引き出せるかというご質問ですね。

通常は相続人や親族から銀行に死亡の連絡があった時点で凍結されて引き出せなくなります。口座の有無を問い合わせたり、残高証明書の取得申請をして名義人が死亡したことが分かった時も、預金口座は凍結されます。

凍結された場合は、相続手続きが終わるまで引き出すことができません。銀行の手続きでは、遺言書または遺産分割協議書のコピーと戸籍謄本、印鑑証明書などが必要になります。

葬儀費用は、葬儀が終わってから1週間ほどで支払うことが一般的ですが、書類を揃えるには時間が限られてしまいます。そういった事情もあって、

2019年に新しい制度が始まり、一定の範囲内であれば故人の預金を引き出すことができるようになりました。「遺産分割前の相続預金の払戻し制度(仮払い制度)」などと呼ばれています。

この制度を利用すれば、他の相続人の同意がなくても、銀行の窓口に申請することで、「被相続人の死亡時の預金残高(口座・明細ごと)×1/3×預金を引き出す人の法定相続分」を引き出すことができます。ただし、同一の金融機関から引き出すことができる金額は150万円が上限となります。手続きには本人確認書類のほか、被相続人と相続人の戸籍謄本、預金を引き出す人の印鑑証明書などが必要です。引き出したお金は、遺産の一部に先に

受け取ったこととなります。

銀行に知らせずに預金を引き出すとトラブルになるケースもあるので注意してください。他の相続人から遺産の横領を疑われたり、借金もすべて相続することを認める単純承認をしたことになって相続放棄ができなくなる場合があります。通常は葬儀費用を支払っただけでは単純承認にはなりません。葬儀費用が過度に高いなど個別の事情によっては単純承認となる可能性もあります。

葬儀費用には生命保険の活用など、いろいろ検討すべきこともありますので、一度、専門家にご相談されることをおすすめします。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい！



ご予約、ご質問、お気軽にお近くの行政書士事務所へお電話ください。

流山市南流山

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる

行政書士 飯田 利治

〒270-0163
流山市南流山 1-19-7
グランド・ルーシス 207

電話：050-3748-0168
FAX：04-7168-0245



松戸市大谷口

行政書士 半田事務所

はんだ なおこ

行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409

電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たかた てつろう

行政書士 高田 哲朗

〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305

電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090



Q 車が趣味だった夫が亡くなったら、残った車の相続はどうなるのでしょうか？



A 残った車も相続財産です。遺産分割協議後、名義変更が必要になります。

ご主人はお車が好きで、とても大切にされていたのです。車はご自宅と同じようにご主人や家族との思い出が沢山詰まっている財産です。なので、どのように扱ったらよいのか悩む方が多いのも当然です。また、複数台お持ちの方はどうしたよいものかと...

結論から申し上げますと、車も不動産と同様で相続する人に名義を変更することが必要になります。道路運送車両法第十三条には、「・・・所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録（名義変更手続きのこと）の申請をしなければならぬ。」と定められています。

現実的には、次の3つの方法があります。①相続した人に車の名義を変更する②相続した人が車を売却する③相続した人が車の廃車手続きをして、車を車庫に保管する。実際には、③はとて稀なケースになりますので、今回は①と②についてご説明します。

①の場合には、車を相続した人が名義変更手続きをすることになります。ご主人と同居の家族が相続したのであれば、駐車場はそのまま使えるので、管轄の自動車検査登録事務所に、書類上の手続きをするだけで車検証の名義を変更することができます。（車庫証明書は最寄警察署に要相談）

同居以外の方が相続した場合には、

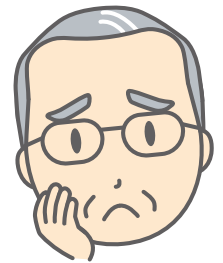
新たな車庫を確保した車庫証明書が必要になります。更に、現在車に付いているナンバーの管轄外住所にお住まいの相続人に名義を変更する場合には、その管轄する自動車検査登録事務所に車を持ち込み、ナンバー変更（例えば横浜から千葉等）が必要になります。

次に②の売却を考えている場合には、遺産分割前に自動車買取業者等に相談をし、その車の査定額を聞いた後に相続することが望ましいでしょう。

ご主人の愛車です。後悔しないためにも、よく考えた上でお手続きを進めることが大切です。まずは行政書士に相談してみたいはいかがでしょうか？

（行政書士兼FP 飯田 利治）

Q ひとり暮らしで子供もいません。死後にマンションや預貯金は寄付できますか？



A 事前に準備をすることで、ご自身のお気持ちに沿った寄付をすることはできます。

亡くなった後、ご自身の財産を社会貢献につなげたいとお考えなのですね。相続人がいない場合、一般的には、その相続財産は国庫に帰属することになります。このため、できるならご自身が希望する寄付先へとお考えになるお気持ちはわかります。いずれにしても、実際に財産を動かす執行者が必要になります。

寄付をお考えの場合、「遺贈」か「死因贈与」という手続きを選ぶとよいでしょう。「遺贈」は、遺言という一方的な意思表示によって財産を贈与すること、「死因贈与」は、生前に贈与者と受贈者の間で贈与契約を結ぶものです。（よって、「遺言」は何度でも書き直すことができますが、「死因贈与」は契約ですので受遺者の気持

ちが変わっても一方的に撤回できない点は注意が必要です。）いずれの場合であっても、現金寄付の場合は問題がないのですが、不動産寄付の場合、換金が前提になります。贈与契約から数十年後に死因贈与が行われる可能性があり、契約中の不動産価値が変化していることも考えられます。不動産を寄付の対象にお考えの場合は、遺贈の方が無難と考えます。寄付団体によっては、不動産を受け付けていない団体もありますので事前の十分な調査は必要です。又、遺留分を主張できる相続人がいる場合、包括遺贈（相続財産の全部又は一定の割合で指定して行う遺贈）にしてしまうと受遺者となる団体が相続人と同等の地位を得ることになり、

プラスの財産のみならずマイナスの財産（負債）を引き受ける可能性もあります。さらに遺産分割協議に参加する権限も得ることになり、争いに巻き込まれる可能性もあるので、包括遺贈は避け、特定遺贈（特定の財産を指定し、その遺産を受遺者に遺贈）にするとよいでしょう。

遺贈による寄付を円滑に行うには、①公正証書遺言を作成し、②遺言執行者を指定すること、がポイントです。これらには法的知識が必要ですので、専門家に相談することがよいでしょう。行政書士は寄付を希望される方と団体との架け橋として、依頼される方の希望を実現するための調整役となることができます。

（行政書士 半田 直子）